

1 指定管理者

施設名	霧島市牧園・横川地区し尿処理場
指定管理者名	株式会社 三州衛生公社
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
施設概要	所在地：霧島市牧園町宿窪田1516番地 設置目的：牧園・横川地区及び溝辺地区し尿等を処理する。 施設面積：6,845.59㎡ 処理能力：36k1/日
指定管理者の業務	し尿及び浄化槽汚泥の処理・し尿処理場の維持管理

※評価は◎良好、○適当、△不適当3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

2 管理運営状況に対する評価

(1)管理状況		
指標	評価	評価に対する説明
1 開場時間、休場日の運用	◎	施設の設置条例の開場時間や休場日を遵守し、収集業者の搬入日程に支障を与えることなく開場した
2 法令の順守	○	関係法令を遵守していると認められる
3 適正な人員配置	○	管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置している
4 従事者の労働環境確保	○	労働関係法令が遵守されている
5 従事者の教育・研修	◎	従事者の教育や研修が非常に良く行われている
6 緊急事態の対応	○	事故、災害等の緊急事態に対する対応（準備）ができています
7 文書の管理保存	◎	作成、受領した文書が1箇所しに整然と置かれ適切な管理がなされている
8 報告書等の提出	◎	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出や内容が適切であった
9 利用料金等の徴収事務	—	手数料の徴収は行っていないため、評価の対象外とした
10 口座管理、経理の区分	◎	指定管理者の収支は専用口座で管理し、経理区分が整理されており明確である
11 付保する保険	○	協定書で指定する賠償保険に加入している
12 施設の使用許可及び条件	—	市民が直接使用する施設ではないため、評価の対象外とした
13 備品の管理	○	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行った
14 施設の修繕管理	◎	修繕の執行が自社のノウハウを活かし迅速かつ効果的に行われている
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	◎	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務をさらに効率よく行った
管理状況に対する評価点数	21	

(2)運営状況		
指標	評価	評価に対する説明
16 施設の状況	◎	し尿等の処理を関係法令を遵守し適正に行い、また、周辺住民からの苦情もなかった
17 備品等貸出し状況	—	市民が直接使用する施設ではないため、評価の対象外とした
18 自主事業	—	自主事業は行っていないため、評価の対象外とした
運営状況に対する評価点数	3	

(3) 収支状況

	指 標	評価	評価に対する説明
19	収支状況の報告	◎	収支状況の報告に概ね誤りがなかった。
	収支状況に対する評価点数	3	

(4) その他

	指 標	評価	評価に対する説明
20	利用者満足度	—	市民が直接使用する施設ではないため、評価の対象外とした
21	苦情・要望	○	苦情・要望等を聞く仕組みがあった
22	個人情報の保護	◎	個人情報保護の規定を整備し、研修や運用等の適切な対応がされている
23	情報公開	○	情報公開の規定を整備している
24	秘密保持義務	○	秘密保持義務が守られている
25	環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている
	その他の状況に対する評価点数	3	

3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	21
運営状況に対する評価点数	3
収支状況に対する評価点数	3
その他の状況に対する評価点数	3
合 計	30

4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
<b>SS</b>	一般廃棄物処理施設として、周辺環境に配慮しながら、し尿等の処理及び施設の維持管理を適切に行っている。また、機器のメンテナンスは、民間のノウハウを活かし、的確に実施され、修繕等に関する市への助言も適切になされた。今後も、蓄積された経験・技術等を活用し、安定的な施設の管理運営を行っていただきたい。

《評価符号と定義》

SS	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
S	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
L=標準	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
U	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
UU	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略

1 指定管理者

施設名	丸岡公園
指定管理者名	きりしまPPP株式会社
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
施設概要	<p>1 霧島市丸岡会館の概要</p> <p>① 施設名 霧島市丸岡会館</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54</p> <p>③ 開設年度 昭和59年度 平成16年度（まるおか桜苑）</p> <p>④ 構造・面積 丸岡会館：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 706.40㎡ まるおか桜苑：鉄骨造2階建 延床面積 409.00㎡</p> <p>⑤ 設置目的 市民の社会連帯意識を高め、文化教養の向上を図り、併せて保養と福祉の増進に利用することによって豊かで明るい郷土をつくるため設置</p> <p>2 霧島市横川体験農園の概要</p> <p>① 施設名 霧島市横川体験農園</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3600番地</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 面積 42㎡(小区画)、1,110㎡(大区画)</p> <p>⑤ 設置目的 農業者以外の者が野菜又は花等を栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めること等を目的として設置</p> <p>3 丸岡公園の概要</p> <p>① 施設名 丸岡公園（都市公園）</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地1他</p> <p>③ 開設年度 昭和43年度</p> <p>④ 面積 272,000㎡</p> <p>⑤ 設置目的 霧島連山を一望でき、豊かな自然と眺望に優れた風光明媚な市民の憩いの場として、市民の心身の育成と健康増進を図り、また、レクリエーション活動や観光の拠点として、重要な役割を果たすため設置</p> <p>4 霧島市横川農業交流センターの概要</p> <p>① 施設名 霧島市横川農業交流センター</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地9</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 790.90㎡</p> <p>⑤ 設置目的 農業経営技術の向上及び地域住民の連帯意識を高め地域の活性化を図ることを目的として設置</p> <p>5 霧島市森林活用環境施設の概要</p> <p>① 施設名 霧島市森林活用環境施設</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地3</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 構造・面積 木造2階建 延床面積 52.17㎡ 8棟</p> <p>⑤ 設置目的 住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るため設置</p>
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設の使用許可に関する業務</li> <li>・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</li> <li>・管理施設等の維持管理に関する業務</li> <li>・その他、市又は指定管理者が必要と認める業務</li> <li>・有料公園施設の利用の許可に関する経費</li> </ul>

※評価は◎良好、○適当、△不適當3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

## 2 管理運営状況に対する評価

(1)管理状況		
指 標	評価	評価に対する説明
1 開館時間、休館日の運用	○	施設の設置条例の開館時間や休館日を遵守している。
2 法令の順守	○	関係法令を遵守している。
3 適正な人員配置	○	管理運営に必要な人員及び資格者を適正に配置している。
4 従事者の労働環境確保	○	労働関係法令が遵守されている。
5 従事者の教育・研修	○	従事者の教育や研修が適切に行われている。
6 緊急事態の対応	◎	危機管理マニュアルを基に緊急事態への対応（準備）が非常に良く出来ている。
7 文書の管理保存	◎	作成した文書や受領した文書が1箇所に整然と置かれ、適切な管理がなされている。
8 報告書等の提出	○	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出が適切であった。
9 利用料金等の徴収事務		
10 口座管理、経理の区分	◎	指定管理者の収支は専用口座で管理し、経理区分が整理されており明確である。
11 付保する保険	○	基本協定書で指定する賠償保険に加入している。
12 施設の使用許可及び条件	◎	施設使用許可、使用制限、使用条件の変更など設置条件に従い実施し、独自にホームページ等で利用条件等の周知も行っている。
13 備品の管理	○	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行っている。
14 施設の修繕管理	◎	修繕の執行が適切に行われている。
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	○	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務を適切に行っている。
管理状況に対する評価点数	15	

(2)運営状況		
指 標	評価	評価に対する説明
16 公園利用状況	◎	利用者数が管理開始以前の実績を大きく上回った。
17 備品等貸出し状況	△	利用者数の実績が管理開始以前の実績を若干下回った。
18 自主事業	○	公募時に提案された自主事業を概ね実施した。
運営状況に対する評価点数	0	

(3)収支状況		
指 標	評価	評価に対する説明
19 収支状況の報告	◎	収支状況の報告に概ね誤りがなかった。
収支状況に対する評価点数	3	

## (4)その他

	指 標	評価	評価に対する説明
20	利用者満足度	○	利用者アンケートの総合的な評価が6割から8割であった。
21	苦情・要望	◎	苦情・要望等を聞く仕組みがあり、苦情・要望に対する対応も適切になされている。
22	個人情報の保護	○	個人情報保護の規定を整備している。
23	情報公開	○	情報公開の規定を整備している。
24	秘密保持義務	○	秘密保持義務が守られている。
25	環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組み、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている。
	その他の状況に対する評価点数	3	

## 3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	15
運営状況に対する評価点数	0
収支状況に対する評価点数	3
その他の状況に対する評価点数	3
合 計	21

SS

## 4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
<b>SS</b>	<p>管理状況については、概ね良好な施設の管理がなされ、管理に関する事務処理や書類整理も適正に行われている。特に、「緊急事態への対応」、「文書の管理保存」、「口座管理、経理の区分」、「施設の使用許可及び条件」、「施設の修繕管理」の5項目を良好とした。</p> <p>運営状況については、「備品等の貸出し状況」は管理開始以前の実績を若干下回ったものの、公園利用者は管理開始以前の実績を大きく上回り、自主事業も概ね実施していることを評価した。</p> <p>収支状況については、帳簿等よく整理されており、収支決算書の内容に概ね誤りがなかったことを評価した。</p> <p>設置から50年以上が経過し、施設の老朽化が進む中、苦情、要望等に対する対応が適切になされ、アンケート結果においてもスタッフの対応に対する評価が高いなど、来園者に喜ばれる公園となっていることを評価した。</p>

## 《評価符号と定義》

<b>SS</b>	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
<b>S</b>	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
<b>L=標準</b>	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
<b>U</b>	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
<b>UU</b>	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略

1 指定管理者

施設名	霧島緑の村
指定管理者名	合同会社 エス・ケイ開発
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島市霧島田口2583番地13</li> <li>・自然とふれあいながら地域住民の交流を促進し、連帯意識を高めて住民の生活向上を図る</li> </ul>
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> <li>・施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務</li> </ul>

※評価は◎良好、○適当、△不適當3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

2 管理運営状況に対する評価

(1)管理状況

指標	評価	評価に対する説明
1 開館時間、休館日の運用	◎	従来に比べ、開館時間延長や休館日を減らすなど、市民サービスの向上に努めた
2 法令の順守	◎	関係法令を遵守し、さらに、それ以上の基準を事業所内で設けて実施している
3 適正な人員配置	○	管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置している
4 従事者の労働環境確保	○	労働関係法令が遵守されている
5 従事者の教育・研修	◎	従事者の教育や研修が非常に良く行われている
6 緊急事態の対応	◎	事故、災害等の緊急事態に対する対応（準備）が非常に良くできている
7 文書の管理保存	◎	作成、受領した文書が1箇所しに整然と置かれ適切な管理がなされている
8 報告書等の提出	◎	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出や内容が適切であった
9 利用料金等の徴収事務	◎	利用料金の承認手続きは期限内に速やかに行われた
10 口座管理、経理の区分	◎	指定管理者の収支は専用口座で管理し、経理区分が整理されており明確である
11 付保する保険	○	協定書で指定する賠償保険に加入している
12 施設の使用許可及び条件	○	施設使用許可、使用制限、使用条件の変更、入場拒否は設置条例に従い適切に行った
13 備品の管理	◎	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行い補充も行った
14 施設の修繕管理	◎	修繕の執行が自社のノウハウを活かし迅速かつ効果的に行われている
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	◎	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務をさらに効率よく行った
管理状況に対する評価点数	33	

(2)運営状況

指標	評価	評価に対する説明
16 施設利用状況	○	利用者数が管理開始以前の実績と同程度であった 平成28年度実績 10,384人
17 備品等貸出し状況	○	備品等の貸出しはない
18 自主事業	○	公募時に提案された自主事業を概ね実施した
運営状況に対する評価点数	0	

## (3) 収支状況

指標	評価	評価に対する説明
19 収支状況の報告	◎	収支状況の報告に概ね誤りがなかった。
収支状況に対する評価点数	3	

## (4) その他

指標	評価	評価に対する説明
20 利用者満足度	◎	利用者アンケートの総合的な評価が9割以上
21 苦情・要望	◎	苦情・要望等を聞く仕組みがあり、苦情・要望等に対する対応も適切になされた
22 個人情報の保護	○	個人情報保護の規定を整備している
23 情報公開	○	情報公開の規定を整備している
24 秘密保持義務	○	秘密保持義務が守られている
25 環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている
その他の状況に対する評価点数	6	

## 3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	33
運営状況に対する評価点数	0
収支状況に対する評価点数	3
その他の状況に対する評価点数	6
合計	42

## 4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
<b>SS</b>	指定管理者は、施設の設置目的を十分に理解し適切な管理運営に努めており、指定管理業務は概ね良好に実施されていると認められる。特に緑地広場については、定期的な芝の刈り込みや追肥等の作業により、年間を通して良好な状態を保っていることや、施設全体の清掃も行き届いており、施設についても改修等をされ利用者大変喜ばれている。総じて、広大な施設の維持補修に努め、利用者を増やそうとする施設運営について、利用者の満足度を高めるものであり優れていると評価するものである。今後とも、利用者の満足度を高めるよう良好な施設管理・運営の継続をお願いしたい。

## 《評価符号と定義》

<b>SS</b>	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
<b>S</b>	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
<b>L=標準</b>	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
<b>U</b>	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
<b>UU</b>	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略